

令和2年11月25日

保護者 様

保育・幼稚園支援室長
船穂保育園長

インフルエンザ治癒証明書の取扱いの変更について（お知らせ）

平素より、本市の保育行政の推進についてご協力いただきありがとうございます。コロナ禍におけるインフルエンザ流行期を迎えるにあたり、治癒証明書を取得するために医療機関を再度受診することにより、他の感染症に罹患するリスク及び保護者の方や医療機関の負担等を考慮し、治癒証明書の取扱いを次のとおり変更しますので、よろしく願いいたします。

記

1 インフルエンザに係る治癒証明書の取扱いについて

本通知以降、原則として治癒証明書の提出は不要とし、その代替として「インフルエンザ罹患報告書」（別紙）に、お子様の症状を保護者の方に記入いただき、再登園の際に、各園にご提出ください。

2 その他の感染症にかかる治癒証明書の取扱いについて

学校保健安全法施行規則第18条に規定するインフルエンザ以外の感染症に係る治癒証明書の取扱いについては従来通りとし、原則として、各園に提出することとします。ただし、新型コロナウイルス感染症については、医師による治癒証明書は不要とし、出席停止期間は担当医や保健所等の指示に従うこととしてください。

※ 今後、新型コロナウイルス感染症が収束するなど、状況の変化により、このたびの取扱いを変更する場合には、改めてお知らせいたします。